

## 上越市選挙管理委員会告示 第6号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定めた。

令和8年1月26日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

- 1 ポスター掲示場の設置場所  
別紙のとおり